

# 近世神主の存立とその展開

近江国愛知郡豊満大明神を事例に

豆田 誠路

愛知川町史研究 第1号 別刷

愛知川町教育委員会 町史編さん室

2003年3月

## 近世神主の存立とその展開

近江国愛知郡豊満大明神を事例に

豆田 誠路

### はじめに

近世、神主は專業のほか、神主のいない神社では、百姓身分で社守と呼ばれる管理者や鍵取と呼ばれる神社の鍵を預かる者があつたことは周知の事実となつてゐる。しかし、神主が專業として成り立つのは地域とどのような関わりからであろうか。これは神職と氏子、その一体化を成す祭祀、そしてこれを取り巻く地域社会を考える上で重要な問題である。しかし、これに應えうる議論がないのではないか。

このように地域社会から神主の問題を考える場合、祭祀をいかに理解するかが問題となろう。その意味で参照すべき先行研究に、千葉正士氏の論考がある<sup>1)</sup>。千葉氏はまつりの主要な要素とその機能について共同体の祭祀集団の展開と解体過程を理解する目的で考察された。その論考の最後で、氏は祭祀集団自体の組織の変化・祭祀集団と村落との関係・祭祀集団構成員の社会的性格とくに法的権利義務の変化・祭祀集団の変化の外部的要因としての権力の政策、という以上四点

の問題点を挙げている。

私は、氏が挙げた未解決の課題を検討していくことが神主という近世の神職の存立基盤を考える上で必要であると考え。ただ、本稿ではこれに全面的に應えうることができない。近世神主の存立とその展開を、氏子との関係・吉田神道との関係という二方向から論じるという視点で論じたい。前者は、千葉氏が挙げた課題の前者三点に関わることである。後者は在地神職が本所吉田家から緩やかな支配・統制を受けた<sup>2)</sup>、とする近年の研究動向を受けて、神主を吉田神道との関わりでみることも地域社会では神主が祭祀で司祭者として立ち現れることから考えれば重要ではないか、と考えたからである。

以上から、本稿では近世神主の存立とその展開を、吉田神道との関係・氏子との関係を軸に検討するものである。

上記の課題に接近する為、具体的には近江国愛知郡豊満大明神を事例に検討する。豊満大明神を取り上げるのは、後に述べるように早くから吉田神道の編成を受けたところから、吉田神道の編成下における近世神主の展開過程を看守できる

と考えたからである。

一 中世までの豊満大明神と吉田神道の受容

はじめに、本稿が分析の対象とする豊満大明神について、その来歴や性格について明らかにする必要がある。ただ、既に『近江愛智郡志』四（滋賀県愛智郡教育会、一九二九年）（以下『郡志』）の豊満神社の項に基本的な事項が明らかにされているので、本節では分析に関わり確認したい事項を特に取り上げる。

まず、豊満大明神は、慶長十六年（一六一一）十一月に書かれた記録に

一 豊満大明神社造立之者

安和二年己巳（己巳）歳

冷泉院御宇 慶長十六年迄六百四十三当

（中略）

一 康暦元年己未十二月十一日 推鐘鏝

後円融院御宇

（中略）

慶長十六年十一月吉日書之（3）

とあることから、安和二年（九六九）年造立と考えられる。

また『郡志』には、本社棟木の書付文字写し（嘉永元年（一八四八）四月神殿修覆の時大工新七の写し置し文丈）に

当所権現奉造替

延長八年寅十一月十一日

社司 散位依智秦實信  
願主 右近将監 資友  
大工 筒井 国吉（4）

とあり、安和二年より前の延長八年（九三〇）に権現が既に存在し造り替えられたとも考えられる。この場合、社司が依智秦（えちはた）氏であることを確認しておく。

次に、豊満大明神の性格については、本稿最初の史料にある推鐘が、明治初年豊満神社から現在の愛知川町大字東円堂（とうえんどう）の東漸寺（とうぜんじ）に売却され現存するもので、

江州愛智郡宗廟

豊満社御宝前推鐘

（中略）

康暦元年己未十二月十一日

（以下略）（5）

とあり、康暦元年（一三七九）に豊満社が「江州愛智郡宗廟」と認識されていたことを示している。

ところで、豊満大社には長禄三年（一四五九）五月十日付多賀豊後守高忠寄進状の宛先に「大神主被官中」（6）とある。その後、

豊満大社寄進売徳諸神領之事、任当知行之旨領掌不可

有相違候上者、弥可全領知之状、如件、

大永四年七月廿七日 弾正少弼定頼（花押）

豊満大社神官中（7）

とあって神主等の神職が存在していることが分かる。また安

永三年（一七七四）六月に愛知郡市村の杉本九右衛門が記した「豊満大明神御記」中に、永禄十年（一五六七）卯月三日付後藤賢廣等禁制と天正十三（一五八五）年霜月十八日付田中吉政寄進状の写がある<sup>8)</sup>。それぞれの宛先にも「豊満明神神主」「豊満大明神々主」とある。

以上を総合すれば、十五世紀後半から「神主」「神官」と称する神職が既に存在していたといえよう<sup>9)</sup>。

ところで、室町後期以降、近世を通じ、吉田神道（唯一宗源神道）を宣揚し、神社・神職を支配してきた吉田家が、諸国の神社に位階・神号などを授けた証状を宗源宣旨という。

これについて、先駆的に検討した萩原龍夫氏は天理大学附属天理図書館吉田文庫に納められている『宗源宣旨秘要』を典拠に「宗源宣旨神道裁許状等授与一覽表 その一」を作成された<sup>10)</sup>。それによると、吉田兼俱が文明十四年（一四八二）十一月に出したものが、地方神社へ神号を授与した初例である。それが近江神崎郡愛智河若一王子権現で、大明神号を授与した。また永正十七年（一五二〇）十一月に豊満大明神の近隣にある近江愛智郡押立保客人二所明神に「正一位客人二所大明神」を授与した。また本稿の中心である豊満大明神は、吉田兼右が天文八年（一五三九）十月に極位と「鳥居二柱タルヘキ事」を授けた。この一覽表によれば、豊満大明神に対する授与までに東は下総から西は日向まで全国的に散見される中に近江国内の神社への授与が多いことが分かる。

また近年井上智勝氏は、萩原氏の成果を踏まえて同じ吉田文庫蔵の『宣命裁許記』から事例を補充する方法で宗源宣旨

を確認し直した<sup>11)</sup>。これによっても、戦国期に宗源宣旨は近江国内に一六、以下丹波国内に四、伊賀国内に三と続くように近江国内の神社が圧倒的に多い。したがって、近江国は宗源宣旨からみて比較的早く吉田神道を受容した地域であった。豊満大明神の極位等の授与はこの一連の動向の中で理解できよう。

## 二 近世世襲神主の成立・展開と特権的氏子「家」

前節では、豊満大明神には十五世紀後半から「神主」「神官」と称する神職が既に存在していたことや、本稿の事例とする豊満大明神を取り巻く近江国が吉田神道を早くから受容した地域であり、豊満大明神の吉田兼右の極位等の授与はこの一連の動向の中で理解できることを確認した。その後近世期に入って豊満大明神周辺は全て彦根藩領となった。その時期神主はどのように存在し神事を勤めていたのであるうか。なお、参考のため、豊満大明神およびその宮元である豊満村の現況の地図を次頁に掲げた。

では、次の史料をみてみたい。

### 差上申手形之事

一 当社大明神氏子拾七ヶ村私支配仕候、禰宜先規五人  
御座候内、只今二而八壱人相勤申候、右通相違無御  
座（候）二付、一札指上申候、以上  
享（ケシ）  
愛知郡豊満村

三月廿二日

神主 豊後



後に示す吉田神道から授与された神道裁許状等に関する表から、この史料にいう「神主豊後」とは「祠官豊満豊後守菅原秀行」または同秀重と考えられる。そしてこの史料から、享保十一年（一七二六）の時点で、神主・禰宜といった神職が存在していたこと、神主は氏子十七か村を支配する立場にあったことが分かる。また、宝暦三年（一七五三）の史料に

横関幾右衛門殿  
鳥居政右衛門殿

御上ケ跡

享保十一年

丙午三月廿二日二御改<sup>(12)</sup>

次のように記されている。

乍恐書付を以御断奉申上候

一右八此度氏神神主之義御尋被遊候、当村神主代々官

職仕相勤申候、則宗旨御改御帳面二神主と肩書仕申

候、乍恐書付ヲ以御届奉申上候、以上

宝暦三年

愛知郡豊満村

西四月

庄屋清兵衛（印）

御代官

横目八兵衛（印）

馬場久助殿<sup>(13)</sup>

豊満村庄屋・横目は、藩権力から氏神豊満大明神の神主の件で尋ねられたのに対して、豊満村には神主が代々官職を任せて勤めていること、また宗旨改帳に「神主」と肩書をしていることを、代官に報告している。ちなみに、この時の「神主」は先述と同様に後に示す表から「祠官豊満豊後守菅原秀重」と確定できる。ところで、先に示した二七年前の享保十一年の史料「差上申手形之事」には、神主が「祠官豊満豊後守菅原秀行」という吉田神道から受領された名を持つ人物が当時の神主である可能性があることを指摘した。これを考慮すれば、「当村神主代々官職仕」ることとは、吉田神道を受容した世襲の神主がいることが明らかである。また、それを宮元の氏子である豊満村の村役人が代官に宛てて届けているので、氏子からも承認された神職であることも明らかである。では、近世中期に神事を分担する神主・神子・禰宜等の役割を確かめておくため、いささか長文ではあるが少し時期を

遊って元文五年（一七四〇）五月に大國郷豊満氏子中が記した「古例ヲ以神事定書」をみてみよう（14）。

古例ヲ以神事定書

大國郷豊満氏子中

正一位大社豊満大明神

一 祭礼例年四月上午之日当日朝御供御神前二而神主備申候

一 昼御供拜殿前二而三社神輿神主備申候

神輿御幸之次第

一 兒子吉人乘尻馬吉疋

長村より出申候

一 明神馬吉疋 馬両掛ケ

上庄・中庄隔年二出申候

一 神主乗馬吉疋

神主より出申候

一 明神御道具持禰宜之者四人

右同村より出申候

一 神子式人

右同村より出申候

（中略）

神輿還御之次第

（中略）

一 毎年神事之前二豊満村神主宅へ組郷寄合、村々示シ之証文相認め、其年之上之郷之内神輿昇当番之村二預り置、神事後二神主方へ古格之通相納メ可申事

（中略）

元文五歳

愛知郡豊満村

申五月十二日

神主豊満豊後（印）

禰宜 甚五兵衛（印）  
庄屋 小兵衛（印）  
横目 吉右衛門（印）  
組頭 伝右衛門（印）

（以下略）

この史料のうち下線に示した部分を確認しておこう。すなわち、神主宅が宮元である豊満村にある他、神子二人・禰宜四人も豊満村から出されている。また禰宜は祭礼時の役割として明神道具持を担っていた。他に、宮元の役割として豊満村から五人が神主の供を勤めている。

これが、豊満大明神を事例にした近世の神主を含めた神職の祭礼時の役割である。その後、神主が祭礼の御輿渡りにおいて検使の派遣願を彦根藩寺社奉行に申請している書付などが散見される。

乍恐以書付御願奉申上候

一 豊満大社大明神神事当日五日二而御座候、然所当年

八御輿相渡り申候間、御検使願奉申上候、乍恐以書

付御願奉申上候、以上

安永四年

愛知郡豊満村

未四月二日

神主豊前（印）

寺社 御奉行様（15）

この安永四年（一七七五）以外には、寛保元年（一七四一）に禰宜・豊満村庄屋と連名で、天保十一年（一八四〇）に神主単独で、祭礼の御輿渡りにおける検使派遣願が記されている。ただ、氏子惣代が連名で出す例もみられることから、神

主は氏子惣代と同様に藩権力から祭礼を行う主体として把握されていたことになる。

したがって、近世中期神主は世襲する專業の神職であると確認できるものの、神社祭祀権は神主・氏子惣代の両方がもっていたことがいえる。

ところが、幕末期に入ると宮元豊満村の氏子のうち、林一統中が神事を司る特権集団として顕現化してくる。

書附一札之事

一ツ此度豊満大社神事二附、古来より相定り候処、林

一統格別之御家図御神酒御見送り役相勤候処実正也、

然上八神事大渡り之節無相違七ツ道具御見送り役相

勤可申候、為 之仍而如件

嘉永六年

丑三月廿日

林一統中

菅原豊後守(16)

また、

證古一札之事

一ツ此度豊満大社神事二付林一統相改メ古来より相伝り

格別之家図ゆへ御神様見送り役相勤候処実正也、然上八

私シ家来二而も無之、勿論禰宜二而も無御座候間、是二

為証古書付指上可申候、為後日仍而如件

嘉永六年丑三月廿日改

菅原豊後

林一統中殿(17)

前者では、嘉永六年(一八五三)の神事大渡りで「七ツ道具御見送り役」という役割を務めることを神主豊満豊後守に書きつけた一札である。七ツ道具とは『郡志』では劍・神幣・旗・長刀・太刀・弓・鉄砲を指し、それらを奉持することという<sup>18)</sup>。

後者は、同日神主から林一統中に宛てて出されたもので、神主が林一統の役割を神主の「家来」でも禰宜でもない、神事で「御神様見送り役」を務める家柄としている。その表現として前者では林一統が自らを「林一統格別之御家図」としているのに応じ、後者も「古来より相伝り格別之家図」としている。これらを総合すれば、近世後期神主の家来でも禰宜でも祭祀に特権化した家が形成されてきたことになる。なぜなら、先に引用示した元文五年(一七四〇)の「古例ヲ以神事定書」で、

一明神御道具持禰宜之者四人

右同村より出申候

とあって、元文五年以前から道具持を務める禰宜は宮元である豊満村の氏子から出されるのが「古例」だったのに対して、この史料ではその禰宜ではないと表現され、自他(他は神主)共認める存在になっていたからである。

以上から、近世中期神主は世襲する專業の神職であると確認できるものの、神社祭祀権は神主・氏子惣代の両方がもっていた。しかし幕末期氏子の中から祭礼を司る特権的な家の発達が認められていく、という展開になっていることが明らかであろう。

神道裁許状等被授与内容  
(豊満神社文書より)

年代	授与者	被授与者	被授与内容	出典(目録番号)
元禄6年(1693)10月	神祇管領卜部兼連	菅原秀重	江州愛智郡 正一位大社 豊満大明神縁起	A-3-3.C-23-3.L-9
宝永6年(1709)5月16日	神道管領長上従二位侍従卜部朝臣兼敬	菅原秀行	神道裁許状 風折烏帽子・狩衣着用	B-10
宝永6年(1709)3月	神道管領卜部朝臣	菅原秀行	六根清浄太歳 无上靈宝 神道加持	B-10
宝永6年(1709)3月	神道管領卜部朝臣	菅原秀行	六根清浄太歳 无上靈宝 神道加持 護身神法	B-10
宝永6年(1709)3月	神道管領	菅原秀重	大根清浄太歳 无上靈宝 神道加持	B-10
宝永3年(1753)4月5日	神道管領長上従二位神祇權大副卜部朝臣兼雄	菅原秀重	神道裁許状 風折烏帽子・狩衣着用	B-10
宝永3年(1753)4月5日	神道管領	菅原秀重	四組木綿手纏 許状	B-10
宝永6年(1756)3月21日	神道管領長上従二位神祇權大副卜部朝臣	菅原秀重	神道啓状 祭礼一日法令・衣冠着用 許状	B-10
宝永6年(1756)3月21日	神祇管領卜部兼口	菅原秀重	神道啓状 祭礼一日法令・衣冠着用 許状	B-10
宝永6年(1756)3月21日	神道管領	菅原秀重	不明(2か条)	C-21
寛政5年(1793)8月15日	神道管領長上従二位卜部朝臣良興	菅原秀政	神道裁許状 風折烏帽子・狩衣着用	B-10
寛政10年(1798)9月6日	神道管領長上正三位侍従卜部朝臣	菅原秀政	神道之状 祭礼一日法令衣冠着用 陰陽行儀	B-10
寛政10年(1798)9月6日	神道管領長上卜部朝臣良連	菅原秀政	疫神祭略次第・神道星祭略次第 許状	D-4
寛政10年(1798)9月6日	神道管領	菅原秀政	把笏浅沓等 許状	B-10
寛政10年(1798)9月6日	神道管領	菅原秀政	淺線四組掛 許状	B-10
天保9年(1838)8月26日	神道管領長上従二位卜部朝臣良長	菅原秀治	神道裁許状 風折烏帽子・狩衣着用	B-10
天保9年(1838)8月26日	神道管領長上卜部朝臣	菅原秀治	神道之状 祭礼一日法令衣冠・着用 陰陽行儀	B-10
天保9年(1838)8月26日	神道管領長上卜部朝臣口	菅原秀治	神道裁許状 風折烏帽子・狩衣着用	B-10
文久2年(1862)3月16日	神道管領長上卜部朝臣	菅原秀親	神道之状 祭礼一日法令・衣冠着用	B-10
文久2年(1862)3月16日	神道管領長上卜部朝臣良口	菅原秀親	神道之状 祭礼一日法令・衣冠着用 中臣祓・三種太歳 陰陽行儀	C-10・11・C-9・12
文久2年(1862)3月16日	神道管領長上卜部朝臣良口	菅原秀親	神事一日法令・衣冠着用 許状	C-6
文久2年(1862)3月	神道管領長上家公文所	菅原秀親	神事一日法令・衣冠着用 許状	D-7

※全て豊満神社文書の中から関係史料を編年別に表にしたものである。なお、出典は豊満神社文書目録番号(巻末の文書目録を参照のこと)。



### 三 吉田神道と神職

さて、現在愛知川町大字豊満にある豊満神社の文書には近世の神道裁許状等が残されていた。これを年代ごとにまとめたものが表である。

これを見ると、年代と被授与者がまとまっていることが分かる。それに比べ授与者も一見まとまって分類できそうなものの、寛政五年と同十年の授与者が五年の間で異なることが確認できる。よって、被授与者つまり祠官が代替わりすることになり、神道裁許状や許状の発給を願いつて授与されていることになる。それは、授与される内容が被授与者ごとに類似したものを発給されていることから明らかといえよう。

また、吉田神道と豊満大明神祠官との関係を具体的に物語る史料がある。

#### 神文之事

今度陰陽行儀并数ヶ条相伝被成下難有冥加之至り二奉存候、此御 件者相限干秀重一身之者存候、他人者不及沙汰、假令雖 者申候雖為親子、曾而以伊 仕間敷候、若於令違背者可 天神地祇 豊満大明神之御一討者、仍而神文如件

江州愛知郡豊満村

正一位豊満大明神祠官

宝暦六年丙子十月日

豊満豊前（花押）

御本所様

御役人中様（19）

この史料は、宝暦六年（一七五六）年三月に授与された陰陽行儀及び数か条の相伝に対する御礼状である。ここから、授与されるのはあくまで「秀重一身之者」に限られ子が神主を世襲する際は改めてその授与を願う必要があることを示している。また、それより前の宝永六年（一七〇九）には次のようにある。

乍恐書付を以御願申上候

愛智郡豊満村 豊満大明神神職之儀先祖より相務、則代々五位之装束仕候、然共御許状之儀乱世二紛失致候由申伝、私儀所持不仕候故、日野明神之神職大宮内匠与申者私兄二而御座候付、無官同前二て装束仕候へとも不苦候哉と相談仕候へ八、其段八京都吉田様御家老衆迄相窺申さて八末々不可然候由被申、当三月出仕之時分右之段被申上候へ八、御家老衆被仰八無官同前二て官位之装束仕候儀不罷成事之間、所之御地頭御役人衆より御切手申請上京致候八、取次早速御許状申請可遣由被仰候と此度申越候、乍恐此段御了管被為遊御添状被下置候八、難有忝可奉存候、以上

宝永六年

丑四月

愛智郡豊満村

神主 兵部

御奉行様

四月廿六日上ル（20）

これは、宝永六年に当時の神主が代々五位の装束に関する許状を相伝していたものの紛失し無官同然の状態になってい

たところ、上京の際吉田家家老衆から無官の状態では「不罷成事」を指摘され、彦根藩の奉行に許状に関する取次を願いだしたものである。史料上の神主兵部は、表から「祠官豊満豊後守菅原秀行」と考えられる。よつて「豊満大明神神職之儀先祖より相務、則代々五位之装束仕」るから神主の世襲は、宝永期の当主よりさらに何代か前と推定できる。また、官位之装束に関する決定権が吉田家側にあることを改めて指摘しておく。

こうして吉田家の編成を受けていることが明らかであるが、その編成を成り立たせる神職組織については、従来から触頭触下の関係をもつ複数の神職集団を明らかにした研究<sup>(21)</sup>や、本所吉田家が触頭触下の関係の神職を支配・統制を志向しつつ、在地の動向に規定される、と評価する研究もある<sup>(22)</sup>。しかし、自律的な在地神職組織の存在を明らかにするあまり、その他の編成形態を見過ぎていないだろうか。そこで、次の史料をみてみたい。

(前略)

御条目之御趣意不相弁輩有之、吉田家之許容を不受社例なとと称し呼名装束を着、其上神職無之村持之社或村長・宮座・諸座なとと称し神事祭礼嘗候族も有之由二而、向後御条目之急度相守忘却不致様可相心得候、

寅十月

右之通可被相触候、

御本所様御触書之写

其表社家・神子・宮座等之輩不法心得違有之趣追々相

間候二付、以ヶ条書申達候

一神社二奉仕之輩者守其職業尤御論旨殊二者公儀神社御条目御趣意之通御当家江罷出、身分相当之御許容を受、神祇道如規範正直為本天下太平・五穀成就・領主武運長久・産子・繁昌等之御祈禱不怠抽丹精候儀勿論之事二候条、此旨急度被心得候、御当家江罷出神祇道相学候心懸ケも無之 処二而難儀勿論之事二候、但シ天明二年中御触之趣者村々二留書可為定候得共、為念写書書通差遣候、

(中略)

右之外職分不相当之儀等も有之由二候得者先差懸り甚敷儀なと申置候也、

丑六月

鈴鹿出羽守

隆 (花押)

鈴鹿筑後守

(花押)

鈴鹿近江守

隆 (花押)

鈴鹿土佐守

隆 (花押)

近江国

神崎・愛知・犬上郡

社家中

神子<sup>(23)</sup>

この史料は、吉田家家老衆である鈴鹿氏からの触である。

前半は天明二年（一七八二）十月の諸社禰宜神主法度の再触である。ここでは、特にその宛先に注目したい。つまり領国単位ではなく「近江国神崎・愛知・犬上郡社家神子中」のように三郡に宛てて出されているところである。このうち、神崎・愛知・犬上三郡は地理上連続した地域だが、愛知・犬上二郡は大きく彦根藩領、神崎郡は大和郡山藩領などがありまとまった地域でない。そのことに起因して、必ずしも領主や代官ごとに在地神職組織のみに依存しているとは限らないことが明らかである。

以上から、官位之装束に関する決定権が吉田家側にあるという例のように、神主豊満家は祠官として吉田神道の編成を受けた。神主は代替わりすることに神道裁許状や許状の発給を願い出て授与されていたのである。そしてその世襲は、宝永期の当主よりさらに何代か前と推定できる。また必ずしも領主や代官ごとに在地神職組織に依存しているとは限らず三郡単位のような領国に捉われず編成するルートも存在したのである。

では本章の最後に、明治初期に愛知郡第八区豊満村が提出した神職の推挙願書である「祠掌薦挙御願書（本）」を取り上げる。

祠掌薦挙二付願書

愛知郡第八区豊満村

教導職

平民

權訓導

豊満豊語

当三十一歳一ヶ月

右之者今般愛知郡第八区豊満村鎮座村社豊満神社祠掌  
二御採用被成下度此段奉願上候、以上

氏子総代神崎郡第四区愛知川村之内

森野徳右衛門（印）

（中略）

郷社押立神社祠官

明治十年三月三日

文室康貞（印）

滋賀県権令籠手田安定殿

前書之通二付奥印仕候、以上

愛知郡第八区

副区長

前川文助（印）

（中略）

聞届候条、本人へ八別紙ヲ以可被達候事

明治十年三月十八日「滋賀県印」<sup>24</sup>

やや引用が長くなつたが、始めの中略には明治十年（一八七七）当時の氏子圏十九か村の氏子総代が連名されている。また、氏子圏に該当する五区長（既に引用している愛知郡第八区を除く）と二〇か村の戸長・副戸長が連名されている。近世吉田神道に編成された神主は、この史料から分かるように、明治元年改称した豊満神社の祠掌に二〇か村の氏子圏の氏子総代及び村戸長の同意を経る形式で薦挙され、聞届けられることで近代的な編成を受けたのである。

おわりに

以上のように、本稿では近江国愛知郡豊満大明神を事例に、近世神主の存立と展開を、吉田神道との関係・氏子との関係を軸に検討してきた。以下明らかにした点を示しておく。

豊満大明神は、宗源宣旨を早くに受けることにより、早くから吉田神道を受容していた。

近世中期神主は世襲する専業の神職であると確認できるものの、神社祭祀権は神主・氏子惣代の両方がもっていた。

神主は近世期を通じて神道裁許状などの発給を受け神事の儀礼を獲得した。その結果、祭祀において氏子に対する優位な立場に立ち、その存在意義を示すことができた。

幕末には、神事を分担する林一統中の存在が確認され、祭祀の特権的家の発達が確認される。

つまり近世において神主は吉田神道から神道裁許状などの発給を受けることで、在地社会において祭祀における神事の専門性を誇示しその存在意義を獲得しえた。また、幕末に氏子の中から祭祀の特権的家が発達することで、逆に祭祀で特権的家以外の一般の氏子（本事例では上之郷・中之郷・下之郷）の祭祀との関わりが薄れていくことが想定できるのではないか。

そのような意味で、冒頭で挙げた千葉氏の論考の課題に神主と関わる部分で接近できたと考える。しかし、本稿では千葉氏のいう祭祀集団との関わりを「氏子との関わり」として

全面的に組み込んで検討することができなかった。その意味で、神主の地域社会との関わりを解明していく上で、祭祀をめぐる祭祀集団と神主との関わりを検討していく必要がある。

註

- (1) 千葉正士「村落における祭祀共同体の展開と解体」(『東京都立大学法学会雑誌』六(一)、一九六六年)
- (2) 井上智勝「近世本所の成立と展開 神祇管領長上吉田家を中心に」(二〇〇二年度日本史研究会大会共同研究報告)近世史部会)レジュメ、二〇〇二年)など
- (3) 愛知川町教育委員会町史編さん室目録番号(以下番号)A・6・1・9(A・6・1・0巻子装「豊満神社文書 巻巻」所収)、『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二二二～二二三頁所収
- (4) 『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二三〇頁所収
- (5) 番号A・5・1「拓本」(A・5・0巻子装「徴古史料」所収)、『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二二四～二二五頁所収
- (6) 番号A・5・2(A・5・0巻子装「徴古史料」所収)、『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二二五～二二六頁所収
- (7) 番号A・5・3(A・5・0巻子装「徴古史料」所収)、『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二二六頁所収

- (8) 番号 A・5・4、『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二一六～二一七頁所収
- (9) 予め断つたように、この章は後節で論じる前提としての歴史的事実の把握を目的としている。したがって、中世で祭祀の中心となるものであった「神主」が、村々の祭祀に深く関与する近世の職業的の神官としての「神主」に直線的に発展すると論じているわけではない。萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』増補版(吉川弘文館、一九六二年)六七三～六七七頁
- (10) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』増補版(吉川弘文館、一九六二年)六七三～六七七頁
- (11) 井上智勝「地域社会における吉田神道の受容 宗源宣旨の授受を中心に」(『日本史研究』四一六、一九九七年)五一頁

表一

- (12) 番号 C・23・7
- (13) 番号 C・20
- (14) 番号 A・3・2・1 (A・3・2 所収)、『近江愛智郡志』四(滋

- 賀県愛智郡教育会、一九二九年)二六〇～二六六頁所収
- (15) 番号 A・6・3・4 (A・6・3・0 卷子装「豊満神社文書 第参」所収)
- (16) 番号 D・11
- (17) 番号 D・10
- (18) 『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二二六頁
- (19) 番号 B・10「正一位旗神大社豊満大明神由緒」所収史料
- (20) 番号 B・10「正一位旗神大社豊満大明神由緒」所収史料、『近江愛智郡志』四(滋賀県愛智郡教育会、一九二九年)二九三～二九四頁所収
- (21) 土岐昌訓『神社史の研究』増補版(おうふう、一九九五年)
- (22) 註(2)文献
- (23) 番号 C・15
- (24) 番号 C・5